二　当初申告書の提出により納付すべき税額がない場合（次号に掲げる場合を除く。）　次に掲げる税額のうちいずれか少ない税額

イ　修正申告書の提出により納付すべき税額

ロ　修正申告書の提出前の還付金の額に相当する税額

三　当初申告書に係る還付金の額がある場合　次に掲げる税額のうちいずれか少ない税額

イ　修正申告書の提出により納付すべき税額

ロ　修正申告書の提出前の還付金の額に相当する税額から当初申告書に係る還付金の額に相当する税額を控除した税額

3　法第六十四条第三項に規定する政令で定める道府県民税は、同項に規定する減額更正が更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合において、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して一年を経過する日までに修正申告書の提出があつたとき（法第五十三条第二十三項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出され、同日以後に当該修正申告書の提出期限が到来したときを除く。）の法第六十四条第三項に規定する修正申告書の提出により納付すべき税額に相当する道府県民税とする。

第九条の十二の見出し中「第七十一条の十四第六項」を「第七十一条の十四第七項」に改め、同条中「第七十一条の十四第六項に規定する納入申告書の提出期限」を「第七十一条の十四第七項に規定する納入申告書の提出期限」に改め、同条第一号中「第七十一条の十四第六項」を「第七十一条の十四第七項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改め、同条第二号中「日まで」を「期限又は日まで」に改める。

第九条の十三中「第七十一条の十五第一項」の下に「又は第三項（同条第一項の重加算金に係る部分に限る。以下この条において同じ。）」を加え、「代え」を「代えて」に、「においては、同項」を「には、法第七十一条の十五第一項又は第三項」に、「同項に」を「同条第一項又は第三項に」に改める。

第九条の十七の見出し中「第七十一条の三十五第七項」を「第七十一条の三十五第八項」に改め、同条中「第七十一条の三十五第七項に規定する納入申告書の提出期限」を「第七十一条の三十五第八項に規定する納入申告書の提出期限」に改め、同条第一号中「第七十一条の三十五第七十一条の三十五第八項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に改め、同条第二号中「日まで」を「期限又は日まで」に改める。

第九条の十七の二中「第七十一条の三十六第一項」の下に「又は第三項（同条第一項の重加算金に係る部分に限る。以下この条において同じ。）」を加え、「代え」を「代えて」に、「においては、同項」を「には、法第七十一条の三十六第一項又は第三項」に、「同項に」を「同条第一項又は第三項に」に改める。

第九条の二十の二の見出し中「第七十一条の五十五第七項」を「第七十一条の五十五第八項」に改め、同条中「第七十一条の五十五第七項に規定する納入申告書の提出期限」を「第七十一条の五十五第八項に規定する納入申告書の提出期限」に改め、同条第一号中「第七十一条の五十五第七項」を「第七十一条の五十五第八項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に改め、同条第二号中「日まで」を「期限又は日まで」に改める。

第九条の二十一中「第七十一条の五十六第一項」の下に「又は第三項（同条第一項の重加算金に係る部分に限る。以下この条において同じ。）」を加え、「代え」を「代えて」に、「においては、同項」を「には、法第七十一条の五十六第一項又は第三項」に、「同項に」を「同条第一項又は第三項に」に改める。

第十条第二項第一号中「第七十二条第五号イ」を「第七十二条第五号ただし書」に改める。

第二十条の二の四第一項中「の各号」を削り、同項第三号中「第二十二条第一項第三号」を「第二十二条第一項第四号」に改め、同項第五号中「第七条の二十」を「第七条の二十第一項」に改める。

第二十条の二の十八中「我が国が租税条約（法人税法第百三十九条第一項に規定する租税条約をいい、恒久的施設に相当するものに関する定めを有するものに限る。以下この条において同じ。）を締結している条約相手国等（租税条約の我が国以外の締約国又は締約者をいう。以下この条において同じ。）については当該租税条約の条約相手国等内にある当該租税条約に定める恒久的施設に相当するものとし、その他の国又は地域については当該国又は地域にある」を「内国法人が法の施行地外に有する」に改める。

第二十条の二の十九第一項中「同条の」を「同条に規定する」に改め、「この項」の下に「及び第三項」を加え、「及び第二十三条第一項」を「並びに第二十三条第一項」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　第一項の規定の適用がある場合における同項の事務所又は事業所の従業者の数は、当該特定内国法人の当該事業年度終了の日現在における事務所又は事業所の従業者の数（外国の事務所又は事業所を有しない内国法人が事業年度の中途において外国の事務所又は事業所を有することとなつた場合又は特定内国法人が事業年度の中途において外国の事務所又は事業所を有しないこととなつた場合には、当該事業年度に属する各月の末日現在における事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に一人に満たない端数を生じたときは、これを一人とする。）によるものとする。

第二十条の二の十九に次の二項を加える。

4　前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

5　法第七十二条の二十六第一項ただし書又は第七十二条の四十八第二項ただし書の規定により申告納付をする特定内国法人に係る事務所又は事業所の従業者の数について第三項の規定を適用する場合には、当該特定内国法人の当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間を一事業年度とみなす。

第二十条の二の二十第二項中「前条第三項」の下に「から第五項まで」を、「前項の」の下に「規定の適用がある場合における同項の」を加える。

第二十条の二の二十一中「（以下この条において「総資産の帳簿価額」という。）から、当該総資産の帳簿価額のうち第一号から第五号までに掲げる金額」を「から次に掲げる金額の合計額」に改め、「に、第六号に掲げる金額を加算して得た金額」を削り、同条第四号を削り、同条第五号を同条第四号とし、同条第六号を削る。

第二十条の二の二十三第一項及び第二項中「に規定する」を「の規定により」に改め、同条第三項中「第二十条の二の十九第三項」の下に「から第五項まで」を、「前項の」の下に「規定の適用がある場合における同項の」を加える。

第二十条の二の二十五第一項後段を削り、同条第五項中「第二項の」を「第三項の」に、「第三項の外国法人」を「第四項の外国法人」に、「第二十条の二の二十五第二項又は第三項」を「第二十条の二の二十五第三項又は第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第二十条の二の十九第三項」の下に「から第五項まで」を、「前二項の」の下に「規定の適用がある場合における第三項の」を、「及び」の下に「前項の」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　第二十条の二の十九第三項から第五項までの規定は、前項の規定により読み替えられた法第七十二条の二十一第一項又は第二項の規定の適用がある場合における同条第一項又は第二項の事務所又は事業所の従業者の数について準用する。

第二十条の三第一項中「規定によつて」を「規定により」に、「においては」を「には」に改め、同条第五十七条第一項の表中

第五十七条第一項	地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第五十七条第一項
同条第一項	同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第五十七条第一項

を

第五十七条第一項	地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第五十七条第一項

に改め、同条